

令和8年度  
香美市商工会創業助成事業助成金  
募 集 要 領

(募集期間)

受付開始：令和8年5月15日（金）

受付締切：毎月月末（ただし、土日祝の場合はその前日）

※最終締切：令和8年12月25日（金）

※予算の都合上、期限前に募集を終了することがあります。

注）審査、採択は申請受付順に行います。

詳しくは香美市商工会までお問い合わせください。

Tel.0887-53-4111

令和8年5月15日

## 令和8年度 香美市商工会創業助成事業助成金募集要領

### 1. 目的

この要領は、香美市商工観光振興事業費補助金を受け、香美市で起業や新しい事業（以下創業等という）を行う者に対し支援を行う。

香美市内で創業等を行う者に対しては、創業等に要する経費の一部に助成金を交付、支援を行う。また、香美市内の空き店舗等の一つとして、空き店舗等を利活用し事業を行う賃借料を含む経費の一部を市からの補助金の範囲内で支援を実施する。

上記のように支援枠を「創業支援枠」「空き店舗等利活用枠」を設け、香美市の経済の活性化を促すと共に、雇用の創出を図ることを目的とする。

### 2. 対象者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

#### (1) 香美市において、新たに事業を行おうとする者。

尚、創業支援枠の助成金を申請する者は、申請日が開業届提出日から6箇月以内であること。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種を主な事業とする者は除く。

#### (2) 法人にあつては、中小企業基本法（昭和38年法律第122号）第2条に規定する小規模企業者であること。

#### (3) 市町村税（国民健康保険税を含む）を滞納していない者。

#### (4) 宗教活動や政治活動を重たる活動目的としていない者。

#### (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の統制下にあるもの又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある者でないこと。

#### (6) 助成金利用後5年間は、商工会の会員として事業確認を受けることが出来る者。

#### (7) 空き店舗等利活用枠の助成金を申請する場合、空き店舗の所有者、所有者の2親等以内の親族又はそれらと生計を共にしていない者。

#### (8) 旧空き店舗等利活用助成事業を利活用した事業場を移転する者でないこと。

#### (9) その他商工会長が認める者。

### 3. 対象となる地域

香美市内とする。

### 4. 助成内容

新たに事業を実施するための必要経費。但し、消費税は助成不可。

〈創業支援枠〉

#### (1) 店舗等の内装経費（実支出の1/2以内を助成）

#### (2) 什器・備品の購入費用（実支出の1/2以内を助成）

※什器・備品とは取得価額10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの

※原則、消耗品は含まないが、開業費（繰延資産）として処理するものについては、対象とするが、汎用性のあるものは対象外とする。

(3) その他

上記には含まれていないが、審査会で協議の上、認められた経費

〈空き店舗等利活用枠〉

(1) 店舗等の内装経費（実支出の1/2以内を助成）

(2) 什器・備品の購入費用（実支出の1/2以内を助成）

※什器・備品とは取得価額10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの

(3) 空き店舗の賃借料（家賃等、賃貸借契約に定められた賃借料であり、管理費、共益費等店舗そのものの賃借料と認められないものは除く）の1/2以内を助成、ただし事業開始又は交付決定の月から6ヶ月以内とする。

(4) その他

上記には含まれていないが、審査会で協議の上、認められた経費

※内装経費及び什器・備品購入費用、空き店舗の賃借料については、消費税抜きにて助成金額を決定する。

※助成金の確定額は、助成対象経費の実支出の1/2または配分された助成金の額のいずれか低い額とする。

※予算の範囲内において、助成額を調整することがある。

※各助成対象経費の1/2に相当する額に1,000円未満の端数が生じるときは、それぞれの端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※交付の決定を受けた者は、事業完了日から起算して30日を経過した日までに様式5に必要書類を添えて香美市商工会に請求すること。

※什器・備品購入費については、中古品であっても適用する。1件税込100万円を超える発注または中古品の場合は2者以上からの見積を提出すること。仮に複数社の見積もりをとるのが困難な場合は、選定理由書を提出すること。（中古品購入の場合を除く）。

※什器・備品について審査時に提出した見積書の商品等と違っていても同等品であれば助成対象とする。

※助成の対象経費が他の補助金等の対象経費と重複していないこと。

※既に助成を受けた事業場が、移転をする場合は対象外とする。

※助成金利用後3年以内に廃業した場合、補助金返還を求める場合もあるので注意すること。

## 5. 助成する金額

1 事業者50万円以内（6事業所を予定）

うち創業支援枠（2事業者を予定）

うち空き店舗等利活用枠（4事業者を予定）

## ◆注意点

※費用の支払いについては銀行振込とする。例えば現金払い、クレジットカード払いなどは助成対象外とする。（空き店舗等利活用枠の助成を希望する場合の賃借料のみ、現金払いや口座引落も助成対象とする。）

※当該事業に使用したのものとして明確に区別できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみ助成対象となる。

※振込の取引日、金額、振込先名、請求書に記載されている口座番号等の事実が分かる振込明細書が必要であり、経費支出関係書類の宛名は、本助成金の交付決定を受けた「助成事業者名」で統一すること。助成事業者名以外の場合は助成対象外となる。

※事業完了期限までに支払いが完了しなかったものは助成対象外となる。

※汎用性の高いもの（パソコン等）は助成対象外とする。

※オークションまたはメルカリ等、個人同士でのやり取りにより購入したものについては助成の対象外とする。

※什器・備品の購入に際し、商品券、ポイント、クーポン等を利用しての購入は不可（助成対象外）とする。

※採択通知は、助成対象経費や助成金交付希望額を承認するものではない。助成金の交付は、事業完了後、実績報告の結果に基づき「助成金決定通知」の手続きにより決定する。

## 6. 募集期間

期間：令和8年5月15日（金）～令和8年12月25日（金）

（土日祝、年末年始休業を除く）午前9時～午後5時

※ただし、事業完了期限は令和9年2月1日（月）とする。

※毎月末締めにて、翌月審査を行い、審査結果を申請者へ通知とする。

## 7. 申請方法

助成金の交付を受けようとする者は、様式1により、必要書類を添えて香美市商工会に提出すること。（持参により提出すること）

## 8. 助成金申請フロー

### ① 助成金交付申請

上記の助成金交付申請書・必要書類を提出すること。

但し、当会において申請書の確認をし、申請書の受付印を押印した日が申請日となる。

### ② 助成金交付決定

助成の決定については、予算の範囲内において、審査会により決定し、交付決定の可否を通知する。

### ③ 事業の実施

申請者にて、備品の購入や改装工事等の事業を実施する。  
実績報告書提出時までには、香美市商工会に加入する。

### ④ 実績報告

助成事業が完了したときは、事業完了日から起算して30日を経過した日、または最終提出期限令和9年2月15日（月）のいずれか早い日まで（必着）に、実施事業内容および経費内容を取りまとめ、実績報告書兼請求書（様式5）に必要書類を添えて香美市商工会に提出すること。

※当該事業で、改装工事を行った場合は、その改装工事前後の店舗等の写真、備品等を購入した場合は購入物の写真を撮り保管（実績報告に添付）すること。

※空き店舗等利活用枠の助成を希望する場合は、空き店舗所有者及び管理者との賃貸契約書を添付すること。

※法人においては、設立・異動に伴う届出を香美市役所へ提出し、写しを提出すること。

※開店についてはオープン後に訪問して確認する。開店、事業を実施したことがわかる資料（販促物、チラシ等）を提出すること。

※事業実施年分の税務申告の控えを遅滞なく提出すること。

### ⑤ 助成金確定支払

助成事業者から提出された実績報告書等に不備がなく、全ての確認処理が終了した後、実績報告の結果に基づき助成金額を確定し、香美市に確認のうえ「助成金決定通知」の手続きにより決定し、指定口座に助成金を支払う。

## 9. その他

### ① 審査について

審査委員会の委員は下記のとおりとする。

審査委員長・・・香美市商工会事務局長

審査委員・・・香美市商工会経営指導員1名以上

香美市役所商工観光課1名以上、有識者1名以上

計4名以上6名以内で審査会を実施する。

審査会における採択は、一審査員あたり評価点50点中30点とする。

全審査員の評価点数がそれぞれ6割以上とする。

尚、不採択の場合において事業計画の見直しを行い、再審査を受けることが出来る。

② ご不明な点は、事前に事務局にお問い合わせください。

10. 申請の受付・お問い合わせ先

〒782-0034 高知県香美市土佐山田町宝町 2-2-27 香美市商工会 電話 0887-53-4111  
受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00（土日祝日、年末年始休業を除く）